

いじめの防止等のための基本的な方針

平成 29 年 9 月

北栄町教育委員会

目 次

はじめに	1
I いじめの定義と認知	1
II いじめに対する基本的な認識	2
III いじめの防止のための方針と組織	3
IV 未然防止の取組	4
V 早期発見	6
VI 早期対応・事案対処	7
VII 重大事態への対処等	9
VIII いじめの防止の取組の検証等	11

はじめに

いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）の施行後 3 年が経過し、国・県において「いじめの防止等のための基本的な方針」等が改定されました。こうした国、県の動きを参酌し、北栄町においても「いじめ防止等のための基本的な方針」（以下「町の基本方針」という。）の見直しを行いました。

これまで、県・学校・地域・家庭と連携し、さまざまな取り組みを行ってきましたが、今後も新しい基本方針にそって、より一層いじめ問題への取組の強化を図ってまいります。

I いじめの定義と認知

1 いじめの定義

いじめは、児童生徒に対して、一定の人的関係にある他の児童生徒によって行われる心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。

2 いじめの認知

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく、判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、積極的にいじめを認知することが必要です。

軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪したことにより、教員の直接的な指導が行われることなく良好な関係を再び築くことができた場合等において、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど柔軟な判断による対処も可能ですが、これらの場合であっても、いじめの定義に該当するため、学校いじめ対策組織へ情報提供することは必要となります。

具体的ないじめの態様には、以下のようなものがあります。

- ・ 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

Ⅱ いじめに対する基本的な認識

1 いじめの理解

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

2 いじめ防止への取組

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要です。

3 組織的な対応

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要です。

4 積極的ないじめの認知への考え方

児童生徒の被害性に着目し積極的にいじめを認知することで、早期に組織で対応することができ、深刻・重大ないじめにつながることを防ぎます。

5 児童生徒のいじめ問題への理解

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題です。全ての児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、児童生徒がいじめを行わず、また、いじめを認識しながら放置することがないよう、児童生徒のいじめに対する理解を深めることが大切です。

6 保護者・家庭における認識

保護者は、子どもへの教育の第一義的責任を有します。その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、児童生徒に対し規範意識を養うための指導その他必要な養育・指導を行うよう努めます。(法9条1項)

また、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護するものとします。

7 学校関係者と地域、家庭との連携

いじめの防止や解決には、社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すための学校関係者と地域、家庭との連携が必要です。より多くの大人が悩みや相談を受け止めることができるように、それぞれの立場からその役割と責任を自覚し、連携・協働する体制づくりを行います。

8 大人が子どもに与える影響

他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、また異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いが、子どもに悪い影響を与えることを考え、大人の「心豊かで安全・安心な社会をつくる」という認識の共有が不可欠です。

Ⅲ いじめの防止のための方針と組織

1 北栄町における取組

(1) いじめ防止等の対策

いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進します。

(2) いじめ問題対策連絡協議会の設置

いじめ防止等に関係する県内の機関及び団体と連携を図るために設置する「北栄町いじめ問題対策連絡協議会」の機能を活かすことにより、いじめの防止等に向けた取組を推進します。

2 学校における取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校方針」という。）を策定し、年間を通じた総合的ないじめの防止のための計画等を作成し、いじめの防止に向けた取組の一層の充実を図ります。

「学校方針」の策定・見直しを行うにあたっては、保護者、地域住民、関係機関等の意見を聞きながら行うよう努めます。また、児童生徒の意見を取り入れるなど、児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意します。

(2) 学校いじめ対策組織等

個々の教職員が抱え込まず、スムーズに情報が管理職まで届き、組織で対応できるよう、学校は「いじめの防止等の対策のための組織」を設置し、学校を挙げていじめの防止等に取り組みます。

学校は、児童生徒のいじめにつながる行為・行動、トラブル等の情報が一部の教職員にとどまることなく、組織による認知が機動的に行えるように、それらの情報を集約するしくみをつくります。

そのため、その情報を集約・整理する担当を設け、その担当が中心になって、管理職への報告を行い、学校いじめ対策組織の判断を得たのち、その判断に基づいた動きを学校体制で行います。

なお、この担当は、校種・学校規模等、学校の実態に合わせて校長が決定します。

(3) 学校いじめ対策体制の役割

学校いじめ対策組織は、具体的に次に掲げる役割を持ちます。

(ア) 未然防止

いじめの定義、判断基準や事例を教職員に周知し、いじめが起きにくい、いじめを許さない学校環境づくり・組織づくりを行います。

(イ) 早期発見

いじめと疑われる事案の情報収集を行い、組織に集められた情報の整理・記録と共有化を図り、いじめであるか否かの判断を行います。

(ウ) 早期対応・事案対応

いじめ事案に関する情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対する事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的にを行います。

(4) 学校いじめ対策組織の構成員

学校いじめ対策組織は、学校の複数の教職員、必要に応じて心理や福祉等に関する専門的な知識を有する者（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなど）、その他関係者等により構成します。

IV 未然防止の取組

1 北栄町における取組

(1) 児童生徒の自主的な活動支援

児童生徒が自主的に行ういじめの防止等に資する活動を支援します。

(2) 教職員の資質向上のための研修

いじめの防止等のための対策に関する研修を実施するなど、教職員の資質向上に必要な措置を講じます。

(3) インターネット上のいじめの防止

インターネット等を通じて行われるいじめに対処する体制を整備するなど、インターネット上のいじめの防止等のための対策の一層の推進を図ります。

(4) 調査研究とその成果の普及

いじめの防止等に関する調査研究を行うとともに、その成果を普及します。

(5) いじめ問題における広報や啓発

いじめが子どもたちの心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに関する相談制度等について必要な広報その他の啓発活動を行います。

(6) 専門家等の活用

心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど、外部専門家の活用を推進します。

また、外部専門家を有効に活用できる校内体制づくりを支援します。

(7) 幼児期の教育

幼児期の教育においても、発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手

を尊重する気持ちを持って行動できるよう、関係者に対し取組を促します。また、
幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を推進します。

(8) 道徳教育及び体験活動等の充実

心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資する
ことを踏まえ、教育活動全体を通じた道徳教育及び思いやり・社会性・規範意識等
を学ぶ体験活動等の充実を図るとともに、いじめの背景にあるストレス等の要因
に着目するための観点に立った取組を支援します。

2 学校における取組

(1) 魅力ある学校づくり

友人や教職員との信頼できる関係の中で、児童生徒が安心・安全な学校生活を送
り、規律正しい態度で自主的に活動できることがいじめ防止の基本であると考え、
学校は、児童生徒や保護者にとって魅力ある学校づくりを行います。

(2) 管理職のリーダーシップ

管理職は、リーダーシップを発揮し、いじめに関する教職員の意識向上、情報共
有を行いやすい環境の醸成に取り組めます。

(3) 教職員の対応と意識向上

教職員が研ぎ澄まされた人権感覚を持って児童生徒の指導に当たるとともに、
学校は、教職員同士の日常的なつながり・同僚性を向上させます。

また、学校は、いじめの防止等に関する校内研修を企画・実施します。

(4) 配慮が必要な児童生徒への日頃からの対応

被災児童生徒など、心身に受けた多大な影響や慣れない環境への不安がある児
童生徒や、その他の配慮が必要な児童生徒について、教職員がその状況を十分に理
解し、細心の注意を払って対応します。

(5) 道徳教育及び体験活動等の充実

学校は、社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むため、教育活動全体
を通じた道徳教育や体験活動の充実を図ります。

(6) 自ら考え、行動する力の育成

学校は、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動において、児童生徒が自ら
いじめの問題について考え、議論する活動や、校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼
びかける活動、相談箱の設置等のいじめの防止に資する主体的な活動に取り組み、
いじめに直面したときに適切な行動ができる児童生徒の育成をめざします。

(7) インターネット上のいじめの防止

学校は、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻
な傷を与えかねない行為であることを理解させるとともに、児童生徒に情報モラ
ルを身に付けさせる指導の充実を図ります。

(8) 心理検査等の諸検査の活用

学校は、心理検査等の諸検査を活用し、学級集団の理解や児童生徒個々の理解を

深めるように努めます。

3 家庭における取組

(1) 学校や関係機関等との連携

保護者は、児童生徒のささいな変化に気付き、いじめに関わる心配等がある場合には家庭だけで悩まず、積極的に学校や関係機関等との連携をとるよう努めます。

(2) 措置への協力

保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めます。

4 関係団体等における取組

児童生徒の健全な成長を願って取組を行う機関や団体等においても、いじめの防止等のための取組を推進します。

5 地域における取組

いじめは校外において行われることもあるため、気になる様子が見られる際には声をかけたり、学校へ連絡したりするなど、地域として児童生徒を温かく見守る取組を推進します。

V 早期発見

1 北栄町における取組

(1) 教育相談体制の充実

いじめに関する通報及び相談を受け付ける体制を充実させるとともに、その周知を図ります。

(2) 積極的な実態把握

早期に実態把握を行うための定期的なアンケート調査、個人面談の実施等の取組を推進するとともに、その取組状況等を把握します。

2 学校における取組

(1) アンケート調査、個人面談の実施

学校は、日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や信号を見逃さないようアンテナを高く保つことはもちろんのこと、定期的なアンケート調査や計画的な教育相談の実施、また気になる様子が見られる児童生徒がいた場合の面談等、児童生徒がいじめを訴えやすい相談体制を整備することでいじめの早期発見に努めます。

なお、アンケート調査については、いじめ発見を目的とした記名アンケート調査、児童生徒の心情の変化や学級の状況を継続的につかみ対策を講ずるための無記名アンケートなど、児童生徒の実態を考慮し、意図的・計画的に行います。

(2) 児童生徒の協力の重要性

いじめの早期発見のためには、聞き取り調査など児童生徒の協力が必要となるため、学校は、児童生徒に対して、傍観者や観衆とならずに教職員等へ相談するなどいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させます。

(3) 積極的な情報共有

いじめの情報共有は、個々の教職員の責任追及のために行うものではなく、気付きを共有して早期発見につなげることが目的であるため、学校の管理職は、リーダーシップを発揮して、情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む必要があります。

教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、または対応不要であると個人で判断せずに、直ちにすべてを集約する担当を通じて学校いじめ対策組織に報告・相談します。

VI 早期対応・事案対応

1 北栄町における取組

(1) 外部専門家との連携及び派遣

児童生徒及びその保護者並びに教職員がいじめに係る相談を行うことができるよう、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置、関係機関との連携体制の整備を図ります。

(2) 相談窓口関係機関との連携

いじめ相談に関わる機関が、いじめ問題の早期の課題解決に向けて、連携を図る連絡会議を開催します。

2 学校における取組

(1) いじめの組織的な対応

いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、教職員は他の業務に優先して、かつ、即日、情報について速やかに学校いじめ対策組織で協議し、学校の組織的な対応につなげます。

(2) いじめの事実確認

学校は、児童生徒がいじめを受けていると思われるときには、速やかにいじめの有無等事実確認を行い、その結果を学校の設置者に報告します。

なお教職員は、「学校方針」等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録します。

(3) いじめを受けた、いじめを行った児童生徒やその保護者への対応

学校は、いじめを確認した際には、いじめをやめさせ、及び再発を防止するため、専門家の協力を得ながら、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導及びその保護者に対する助言を継続的に行い

ます。

(4) 犯罪行為として扱うべきいじめ

犯罪行為として取り扱われるべきいじめと認められるときは、学校は、所轄警察署と連携して対処します。特に、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、援助を要請します。

(5) いじめに対する措置

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、適切に懲戒を加える場合があります。

学校は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童生徒に対して、いじめを受けた児童生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせるなど、いじめを受けた児童生徒のみならず他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするための措置を講じます。

また、教職員は、いじめを行った児童生徒に対して、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、保護者や専門機関等との連携をとりながら、毅然とした態度で指導・対応を行います。

(6) 配慮が必要な児童生徒への支援

教職員は、いじめなどの生徒指導上の諸問題に対して、表面に現れた現象のみにとらわれず、児童生徒をめぐる状況にも十分留意しながら慎重に対応します。

その際、学校は、専門家等の意見を参考に、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する指導を組織的に行います。

(7) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめは、加害・被害という二者関係だけでなく、所属集団の構造上の問題や、はやし立てたり面白がったりする存在、周辺で黙認する存在にも留意し、教職員は、必要に応じて集団全体への働きかけを行います。

(8) 児童生徒又は保護者からの申立てへの対応

児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、学校は、調査しないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意します。

(9) いじめの解消

教職員は、いじめが解消するまで、継続的に見守り、支援を行います。

いじめが「解消している」状態とは、次のとおりとしますが、他の事情も勘案して慎重に判断します。

- ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3か月を目安）
- ② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（いじめを受けた児童生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認する）

なお、解消に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察します。

VII 重大事態への対処等

1 いじめの重大事態

いじめの重大事態とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると学校の設置者及び学校が認めるとき
(想定されるケース)
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合 など
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童などが相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると学校の設置者及び学校が認めるとき
(欠席日数の目安)
 - ・年間 30 日。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記の目安にかかわらずに判断する
- ③児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき

2 北栄町における取組

(1) 教育委員会又は学校による調査

法第 28 条に規定する重大事態が発生した場合には、速やかに教育委員会又は学校の下に調査のための組織を設け、調査を行います。

(2) 事後の再発防止の取組

教育委員会は、調査結果において認定された事実に基づき、いじめの未然防止、早期発見、対処、情報共有等の学校の対応について検証し、再発防止策の検討を行います。

(3) 町長による再調査等

町長は、重大事態が発生した旨の報告・調査結果を受けた場合において必要があると認めるときは、調査の結果について再調査を行います。

再調査の結果を踏まえ、町長及び教育委員会は、自らの権限及び責任において、重大事態への対処・再発防止に取り組みます。

(4) 専門的な知識及び経験を有する第三者の参加

(1)、(3)の組織を編成するにあたっては、適切にいじめ問題に対処する観点から、児童生徒やその保護者の意向を尊重しながら、専門的な知識及び経験を有する第三者の参加を図り、公平性・中立性が確保されるように努めます。

(5) 議会への報告

再調査を行ったときは、町長は、その結果を議会に報告します。

(6) いじめを受けた児童生徒やその保護者に対しての事実関係の説明と個人情報

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について説明します。この情報の提供にあたっては、適時・適切な方法での経過報告であることが望ましく、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に情報を提供します。

(7) 調査結果の公表、公表の方法等の確認

いじめの重大事態に関する調査結果を公表するか否かは、教育委員会及び学校として、事案の内容や重大性、いじめを受けた児童生徒やその保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して適切に判断することとし、特段の支障がなければできるだけ公表することとします。

その際に、教育委員会及び学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、公表の方針について説明を行うこととし、調査結果を公表する場合は、公表の仕方及び公表内容についていじめを受けた児童生徒やその保護者と確認します。

また、外部に公表する場合は、他の児童生徒又は保護者等に対して、可能な限り事前に調査結果を報告することとします。

3 学校における取組

(1) 学校の設置者への報告

いじめにより重大な被害が生じた疑いがある場合には、学校は、速やかに教育委員会に報告します。必要に応じて、重大事態の対処について支援を依頼します。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、調査のための組織を設け、学校主体で速やかに調査を行うか、教育委員会において実施する調査に協力します。

なお、調査にあたっては、公平性・中立性が確保された組織が客観的な事実認定を行うことができるように組織を構成します。

(3) 事実関係の明確化

学校は、いじめの行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り客観的、網羅的に明らかにします。

(4) 適切な支援・指導

調査結果を踏まえ、教職員は、当該児童生徒やその保護者に適切なケア・指導を行います。

いじめを受けた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、その状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行います。

また、いじめを行った児童生徒に対しては、保護者に協力を依頼しながら個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させます。

(5) いじめを受けた児童生徒やその保護者に対しての事実関係の説明と個人情報
個人情報の取扱い

学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について説明します。この情報の提供にあたっては、適時・適切な方法での経過報告であることが望ましく、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に情報を提供します。

(6) 事後の再発防止の取組

学校は、調査結果において認定された事実に基づき、いじめの未然防止、早期発見、対処、情報共有等の学校の対応について検証し、再発防止策の検討を行います。

(7) 報告の流れ

重大事態が発生した際には、学校は、事実関係や調査結果を教育委員会を通じて町長に報告します。

VIII いじめの防止の取組の検証等

1 町における取組

町は、いじめの防止等に向けた取組の検証を随時行い、改善に努めます。

2 学校における取組

学校は、いじめの防止等に向けた取組について定期的に検証し、必要に応じて見直します。